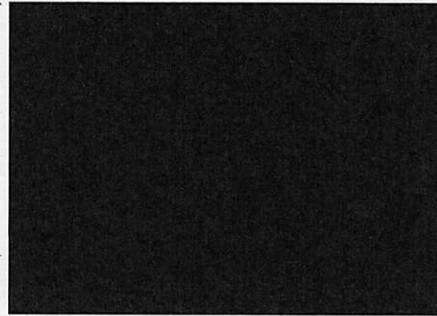




同  
同  
同  
同  
同



主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 刑務所長が令和元年11月11日付けで控訴人に対してした閉居5日の懲罰を取り消す。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、300万円及びこれに対する令和元年11月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人は、控訴人に対し、500万円及びこれに対する令和2年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要（以下、略称は、別途定めるほかは、原判決の例による。）

- 1 本件は、刑務所に収容中の受刑者である控訴人が、刑務所長から正当な理由なく閉居5日の懲罰（本件懲罰）を受けたと主張して、被控訴人に対し、本件懲罰の取消しを求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、慰謝料300万円及びこれに対する本件懲罰が執行された日である令和元年11月12日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、また、刑務所長が控訴人に対して行った減塩食の措置（本件減塩食措置）が違法であると主張して、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料500万円及びこれに対する令和2年

5月13日付け訴えの変更申立書が被控訴人に送達された日の翌日である同年7月14日から支払済みまで前同様の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が、控訴人の請求のうち本件懲罰の取消しを求める部分を却下し、その余の請求をいずれも棄却したため、控訴人は、これを不服として本件控訴をした。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者双方の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」2及び3（3頁3行目から15頁10行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁7行目の「乙6・3、4枚目」を「乙6・3、6枚目」に改める。

(2) 原判決5頁11行目の「「本件献立表」という。」の後に「ただし、同年1月17日の昼食から3月14日の夕食までの分を除く。この間、          刑務所内で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生し、施設内で食事を作ることができず、給食業者に外注したため、控訴人に対し、          医師作成の食事せんに基づく減塩食は支給されなかった。」を加える。

(3) 原判決5頁13行目の「同日」を「同月19日」に改める。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求のうち本件懲罰の取消しを求める部分を却下し、その余の請求はいずれも理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」1から4まで（15頁12行目から42頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決17頁2行目の「3、4枚目」を「3枚目」に改める。

(2) 原判決17頁7行目の「(乙4、弁論の全趣旨)」を削る。

- (3) 原判決17頁15行目の「(乙6・5、6枚目)」を削る。
- (4) 原判決22頁5行目の「医師は、」の後に「令和元年12月10日、」を加える。
- (5) 原判決23頁12行目の「本件献立表のとおり」の後に「(ただし、新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した関係で、一定の期間、■■■■医師作成の食事せんに基づく減塩食が支給されなかったことは、前記前提事実(5)イ記載のとおりである。)」を加える。
- (6) 原判決23頁19行目の「甲2」を「甲1」に改める。
- (7) 原判決25頁23行目末尾の後に「(乙29・8枚目)」を加える。
- (8) 原判決27頁15行目から16行目にかけての「高血圧症の治療のため」を「急激な血圧の変化を避けるため」に改める。
- (9) 原判決27頁26行目の「乙34」を「乙34・4～9枚目」に、28頁6行目の「4～12枚目」を「10～12枚目」にそれぞれ改める。
- (10) 原判決28頁13行目及び23行目の「、証人■■■■」をいずれも削る。
- (11) 原判決34頁4行目の「10月29日」を「11月5日」に改める。
- (12) 原判決34頁16行目の「23」を「2.2」に改める。
- (13) 原判決41頁8行目の「22頁」を「21頁」に改める。

## 2 当審における控訴人の主張に対する判断

- (1) 控訴人は、■■■■医師が令和元年11月29日に行った水銀柱式血圧計による血圧測定(1回目は156/86mm hg、2回目は154/90mm hg)は誤りであり、控訴人は刑務作業に耐えない高血圧の状態にあったから、控訴人の出業拒否を理由に決定された本件懲罰には国賠法上の違法性がある旨主張する。

しかしながら、本件懲罰は、同年11月11日付けで決定され、翌12日に執行されたものであるから、控訴人の上記主張は、本件懲罰の国賠法上の違法性を直接裏付けるものとはいえないし、そもそも、同年11月5日、■■■■

5  
10  
15  
20  
25

■医師により行われた水銀柱式血圧計による血圧測定の結果は160/88 mm hgであったのであり、本件懲罰の決定時に控訴人が出業困難な健康状態にあったとは認められない。

この点、控訴人は、水銀柱式血圧計による測定の必要性はなく、■医師は恣意的な計測をしたとも主張する。しかしながら、水銀柱式血圧計がデジタル式血圧計に比べて測定結果の精度が低いものであるとはいえず、どちらを使用して血圧を計測するかは、医師の専門的な判断に委ねられるべきものである。また、水銀柱式血圧計を用いた■医師の血圧測定が恣意的なものであったことを認めるに足りる証拠はなく、むしろ、■医師は、水銀柱式血圧計を用いて血圧を測定する際、同時に血圧測定側の腕で脈を取りながら触診し、測定値の正確性を確認しているというのであり、水銀柱式血圧計を用いた■医師の血圧測定は適切なものであったと認められる。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、本件減塩食措置は控訴人の食の楽しみを奪うものであり、受刑者といえども、その食の楽しみを奪うことは本人の同意がない限り許されない旨主張する。

しかしながら、■医師が令和2年4月21日に控訴人を診察した際、1日当たりの塩分摂取量を6gに抑える減塩食を支給することを控訴人に説明し、控訴人もこれに同意したことが認められるところ、塩分摂取量を抑える方法については、本件減塩食措置のように食事量自体を減らすことにより塩分量を減らす方法のほか、調味料として使用する塩分量のみを減量する方法があり、いずれの方法をとる場合でも、食の楽しみが一定程度減殺されることに変わりはないといえる。控訴人が高血圧症の治療中であり、上記のとおり減塩食の支給に同意していることも考慮すると、刑事収容施設で支給される食事について、被収容者のし好に配慮することが望ましいとしても、控訴人においては、本件減塩食措置により食の楽しみが一定程度制約されること

はやむを得ないものであったというべきである。

また、控訴人は、本件減塩食措置を拒否し続けていたにもかかわらず、控訴人が令和3年5月18日付け同意書を提出するまで、本件減塩食措置を継続したことは違法であるとも主張する。

しかしながら、上記同意書は、高血圧症の合併症を十分理解した上で、高血圧症の治療を拒否し、今後、高血圧症に関連するあらゆる合併症や後遺障害について責任を問わない旨の意思を示したものであるが、控訴人は、それまでは高血圧症の治療を受ける意思を示していたのであり、明確に高血圧症の治療自体を拒否する意思を示したのは、上記同意書が初めてであったと認められる。そして、高血圧症の患者に対し、薬物療法のほか、食事中の塩分摂取量を1日当たり6gに抑えるという食餌療法をとることは、一般的な治療方法として認知されているところであり、その観点から、■■■■医師は、控訴人が治療自体を拒否する旨の上記同意書を提出するまで、本件減塩食措置を継続していたものである。本件減塩食措置を中断すれば、控訴人の高血圧症に対する十分な治療ができず、これにより既往症の再発や種々の合併症を引き起こす可能性があるから、本件減塩食措置を中断するには、そのようなリスクについて控訴人の了解を得る必要があることも考慮すると、■■■■医師において上記同意書が提出されるまで本件減塩食措置を継続したことに国賠法上の違法があるとは認められない。

したがって、控訴人の上記主張も理由がない。

- 3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

梅本至一郎

裁判官

井出弘隆

裁判官

瀬田浩久

これは正本である。

令和5年11月15日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 北川新